

議 第 171 号

令和 3 年 6 月 7 日提出

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表に次のように加える。

81	熊本市防災基本条例 （仮称）検討委員会	熊本市防災基本条例（仮称）を策定するため、 必要な事項を審議する。
82	谷尾崎・池上地区地盤 沈下等に関する専門家 会議	谷尾崎・池上地区で発生した地盤沈下等につい て、発生原因及び対策に必要な技術的事項を審 議する。

別表5の表に次のように加える。

14	金峰山少年自然の家整 備運営審議会	金峰山少年自然の家の再建に係る実施方針、事 業の手法及び事業者の選考について審議する。
----	----------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
別表			別表		
1 市長の附属機関			1 市長の附属機関		
	附属機関名	設置目的		附属機関名	設置目的
1	【略】		1	【略】	
80					
80					
81	熊本市防災基本条例（仮称）検討委員会	熊本市防災基本条例（仮称）を策定するため、必要な事項を審議する。			【新設】
82	谷尾崎・池上地区地盤沈下等に関する専門家会議	谷尾崎・池上地区で発生した地盤沈下等について、発生原因及び対策に必要な技術的事項を審議する。			【新設】
2～4 【略】			2～4 【略】		
5 教育委員会の附属機関			5 教育委員会の附属機関		
	附属機関名	設置目的		附属機関名	設置目的
1	【略】		1	【略】	
13					
13					
14	金峰山少年自然の家整備運営審議会	金峰山少年自然の家の再建に係る実施方針、事業の手法及び事業者の選考について審議する。			【新設】

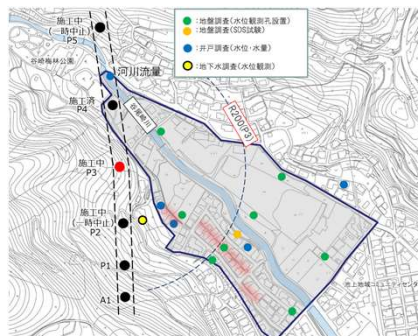
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

谷尾崎・池上地区の地盤沈下問題について

●谷尾崎・池上地区 答申報告（4/7）

- 北園会長より大西市長に対して谷尾崎・池上地区の検討結果を報告。



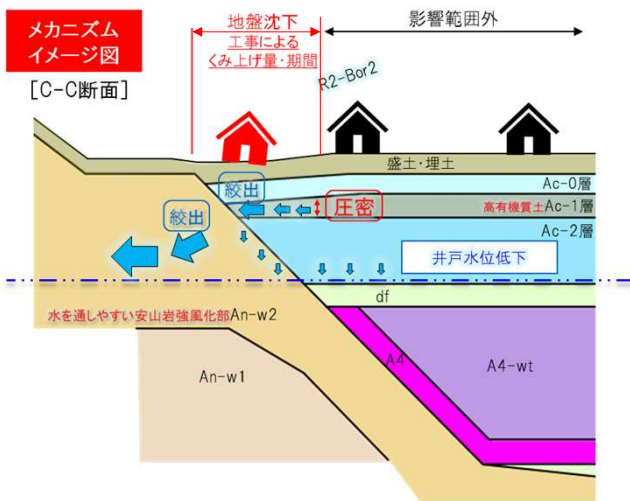
【報告結果】（谷尾崎地区）

- 工事（P3橋脚）期間中に民有井戸の水位低下
- 水を通しやすい安山岩強風化部An-w2が工事箇所から住宅地まで分布
- 住宅地の軟弱な粘性土の中に、特に高含水比で間隙比の大きい高有機質土層（Ac-1層）を確認
- 安山岩強風化部An-w2と高有機質土層（Ac-1層）が接しているため、An-w2を通してAc-1層の地下水が絞り出され圧密したもの

※ 池上地区については、中間とりまとめ時に報告されており、第1回定例会の所管事務報告において、橋脚工事の排水による地下水低下が起因することを報告しています。

橋脚工事の施工方針について

- 大口径深礎杭の施工にあたっては、掘削前に工事箇所周辺に観測井戸を設け、地下水位の観測体制を整え地下水位を把握すること。
- 慎重に試掘を行い、異常な地下水位変化を確認した場合は、委員に判断を仰ぐこと。



【まとめ】（専門家委員からの意見）

- 谷尾崎・池上地区は軟弱な高有機質土（Ac-1層）が確認されるなど固有の地質分布状況となっている。
- 熊本市においては、専門家会議での審議結果を遵守して頂くとともに、今後、地下水に影響を及ぼしうる工事においても同様な地盤沈下を起ささないよう、必要な地盤調査と対策を講じ慎重に施工されることを要望する。

●答申後の対応

【市の対応方針】

- 被害を受けた住民に対し、説明・補償を行い不安を解消する。

【地元対応】

- 被害の申し出があっている谷尾崎地区の住民に対し、謝罪及び答申の報告内容の説明を行った。（4/24地元説明会）
具体的な補償は、引き続き丁寧に対応していく。

【工事の再開について】

谷尾崎地区

- 谷尾崎高架橋P2、P5工事については、地下水位の観測体制を整えたうえで、工事を再開し、慎重に試掘を進めている。

池上地区

- 池上インター橋P15橋脚工事の対策工法を講じたうえで工事を再開する。
- 周辺の同種工事については、地下水位を監視しながら慎重に試掘を進めている。

【専門家会議にかかる条例改正について】

- 「谷尾崎・池上地区地盤沈下等に関する専門家会議」は『熊本市附属機関設置条例』第2条第2項に定められた臨時的な附属機関であり、設置の期間は令和2年9月25日から令和3年9月24日となっている。
- 今後継続して進めていく同種工事についても、引き続き専門家会議の委員に適時状況報告を行いながら丁寧に進めて行く必要がある。
- 今回、専門家会議を同条例第2条第1項に定める附属機関とする条例改正を行う。